

一般財形預金（財形期日指定定期）

（平成 26 年 4 月 1 日現在適用中）

	項 目	内 容
1	商 品 名	・ 一般財形預金（財形期日指定定期）
2	販 売 対 象	・ 当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の従業員の方
3	預 入 期 間	・ 3 年以上
4	預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 給与、賞与からの天引で 1 年に 1 回以上のお預入れ ・ 1,000 円以上 ・ 1,000 円単位
5	払 戻 方 法	・ 指定された満期日以後に一括して払い戻します ・ 預入日から 1 年経過後は、1 万円以上 1 円単位での一部払出が可能です
6	利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	・ 各分割預入時の店頭に表示する一般財形預金利率を満期日まで適用します - また、すでに預入されている一般財形預金を自動継続する場合、自動継続時の店頭に表示する一般財形預金利率を適用します ・ 満期日以降に一括してお支払いいたします ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	——
9	税 金	・ 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 ※平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります
10	預 金 保 険	・ 預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・ 分割預入された期日指定定期預金の期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します
12	金利情報の入手方法	・ 店頭備え付けの金利ボードをご覧ください、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	・ 勤務先事業主経由にてお申込ください ・ 1 人で複数の契約が可能です

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109